

## 研究ノート

### 中国の経済的社会構成体の発展区分について

井 上 周 八

- 一 はじめに
- 二 新中国の誕生とその課題
- 三 中国社会の発展についての諸説
- 四 中国共産党の見解
- 五 小島祐馬氏の見解
- 六 ロジエ・ガロディの見解
- 七 中国社会発展の史的概観
- 八 おわりに

#### 一 はじめに

『共同体と英雄時代の理論』（山川出版社）の著者太田秀通氏

中国の経済的社会構成体の発展区分について

は「歴史学入門講座」の講義「マルクスとウェーバーの世界史認識」（三省堂『歴史を史学ぶ人々のために』所収）で、「世界史を認識するという場合も、マルクスとウェーバーではたいへん違っていて、ウェーバーは、さまざまな政治形態の連鎖として世界史をとらえようとしており、その中にはもちろん発展の理念型というものがありませんが、マルクスは、それを解剖学的に内部でそれがどういふつながりを持っているか、というように絶えず底の方に分析を進めていくというやり方ととらえているように思われます。われわれがそれらのうちのどれをとるかということとは、あるいは両方をどのように使うかということとは、われわれ自身の研究者としての能力にかかわることです」（二三）

「二ページ」とのべ、ウェーバーには現象を細かく記述して、それを類型別に分けて見ていくという方法が展開されているが、その当時激化していた大学の中に起こっているさまざまな問題を、ウェーバーのように現象をきれいに分類して見ていくことが、いったいどれだけ有効だろうか、と疑問をなげかけ、「これに対してマルクスの方法は、いわば解剖学的といえますか、さまざまな違った現象の内部にあって、内在的な結合の仕方がどうなっているかということに絶えず注意を払っているような、そういう方法であると思います。おそらくこの方法を使わなければ大學問題のさまざまな局面でのいろいろ異なった諸現象の内在的な関連性をつかみだせないのではあるまいか」(同上)とのべておられる。ここで太田氏のいわれるマルクスの方法が、唯物証法的認識をさすものであることはいうまでもないが、歴史の認識においてもウェーバーが、「一つの發展の理念型というものをヨーロッパの發展史からとってきて、その尺度をそばにおき、そういう發展の段階はなかつたかとさがす」(二九ページ)のたいし、マルクスは史的唯物論にもとづいて社會發展の法制を發見し、社會構成体の發展段階を明らかにしたのである。日本史において、唯物史觀を適用して、解釈を与えた最初の著者は、『日本資本主義發達史』の著者野呂栄太郎である、といわれているが、しかし、今日では、日本の歴史がいわゆるスターリンの定式化したような發展段階を経てきたかどうか疑問が提起されている。

ところで、こうした問題を根源的に追求する場合に、マルクスの『資本制生産に先行する諸形態』が必読の文献であることはいうまでもない。そして、この『諸形態』で主要な論争の一つとなっているのが、「アジア的生產様式」に関するものであったことも周知のところである。この「アジア的生產様式」についてその論争が起こったのは、一九二六年から七年にかけてであった。それは中国革命の性質をどう規定するか、をめぐってであった。すなわち、アジア的生產様式とは何か、この規定は中國社會に該当するものか、もし該当するなら中國革命の戰略目標はどのようなものであるべきか、ということが論争の中心であった。

「アジア的生產様式」asiatische Produktionsweise という言葉は、マルクスが一八五九年に刊行した『經濟学批判』の「序言」で始めて公けに用いたものである。マルクスはそこで、大まかにみて、「經濟的社會構成体の前進的諸時代」として、「アジア的、古代的、封建的、そして近代的・市民的な生産諸様式」をあげていた。その後マルクスは『資本論』第一卷(一八六八年)でも、「古代アジア的生產様式」altasiatische Produktionsweise と、この言葉を使用している(長谷部文雄訳、青木文庫(一)一八二ページ)。しかしこれ以後「アジア的生產様式」という言葉をマルクスは使っていない。

マルクスは慎重に歴史的概観を確立する努力を払い、その成果として『經濟学批判』の「序言」における「經濟的社會構成

体の前進的諸時代」としての四つの生産様式の定式化を行った、とみられており、「アジア的生産様式」という言葉を意味もなく使用したとは考えられない。

ところが、その後のスターリンの社会发展段階の定式はマルクスのそれとは異なっていた。一九三八年にスターリン体制の確立を意味した『ソ連共産党(ボ)小史』が発表された。そのなかにスターリンの論文「弁証法的唯物論と史的唯物論」が一つの章として含まれていた。スターリンのこの論文では、ソ連では原始共同体的体制——奴隸制的体制——封建体制——資本主義体制——社会主義体制という五つの社会構成体が交代した、と明言されていた。しかし、このようなスターリンの定式化した四つの発展段階を、ある社会が必ず通過しなければならぬという考え方は、マルクスの見解ではないといえよう。中国や日本の社会发展史を問題とする場合も、このことは重要な点である。大きくみて、人類社会全体が四つの発展段階を経てきたとしても、個々の、あれこれの社会が必ずこの発展段階を経過してきたと速断してはならないのである。<sup>(1)</sup>

(1) アジア的生産様式ならびに、社会发展史についてのマルクスとスターリンの定式化の相異については本誌既載(二五卷三号)の拙稿「資本制生産に先行する諸形態について」でも不十分ながら言及しておいたので参照されたい。

この点を以下中国について考えてみよう。

## 中国の経済的社會構成体の發展区分について

## 二 新中国の誕生とその課題

一九四九年一〇月一日、中華人民共和国の建国の式典で、新政府の主席毛沢東(五五歳)は、北京の天安門の樓上で眼下の大広場を埋めつくした数十万の人波を前に、全世界に向けて新國家の成立を宣言した。ここに世界総人口の約二五%が住み、社会主義体制下の人口の三分の二を擁し、ヨーロッパ全体にほぼ等しい面積をもつ中華人民共和国が誕生したのである。これはロシアでの一九一七年の一〇月社会主義革命以後における最大・最重要の出来事であり、世界史の画期であり、転換点であった。

中国革命の勝利は、アジアにおけるアメリカを先頭とする帝國主義の支配網に大きな打撃を与え、新植民地体制をゆるがしたばかりでなく、一九一七年以来の資本主義から社会主義への発展という世界史の必然的方向を再び明らかにし、社会主義への全人類の移行というマルクス・エンゲルスの科学的予見の正しさをまた証明したのである。

一九七二年二月二七日発表の米中共同コミュニケで、中国側は「抑圧のあるところにはどこにでも抵抗がある。国々は独立を欲し、国々は解放を欲し、人民は独立を欲している。これは歴史のさからうことのできない流れである。あらゆる國家は、大國であれ、小國であれ平等でなければならぬ。大國は小國をおどしてはならないし、強國は弱國をおどしてはならぬ

い。中国は超大国に決してならないし、またいかなる種類の支配権にも力の政治にも反対する」とのべ、「中国があらゆる抑圧された人民および国家の自由と解放のための闘争を強く支持し、あらゆる国の人民が、自らの意思にしたがって自分たちの社會制度を選び、彼らの独立、主権、領土保全を守る権利があり、外国の侵略、干渉、統制および破壊活動に反対する権利があり、あらゆる外国軍隊がそれ自身の國に撤退すべきだ」とのべていた。

このような主張は、中国が他國に侵略され、干渉され、中國人民が長い間抑圧されてきた經驗に裏づけられての發言であることはいうまでもない。たしかに抑圧のあるところには必ず反対があり、これは「民衆の権利」(アメリカ合衆國の獨立宣言)である。しかも、労働者階級の反抗は、人間が人間を支配し搾取する最後の体制をうち倒し、人間を最終的に解放するところの、人類史におけるもっとも壮大な、「必然の王国」(人類の歴史)を「自由の王国」(人類の本史)に転換させる闘争の出発点である。そして、中国における社會主義勢力の勝利は「人類の本史」への力強い歩みを示している。

中国は周知のように世界でもっとも大きい國の一つであり、その國土面積は約九七〇万平方キロでヨーロッパ全体の面積にほぼ等しく、日本(二七万平方キロ)の約二六倍であり、肥沃な土地、広大な森林、水運と灌漑の利に富む多くの河川や湖沼、長い海岸線、および豊富な資源に恵まれている。中国は、銅、

クロームなどを除き、大規模な工業化に必要なすべての鉱物資源をもっている。アンチモニー、タンゲステンの埋蔵量は世界一であり、鉄鉱石、水銀、モリブデン、錫、石炭、岩塩も世界第一級である。石油も五八年に東北地区で有名な大慶油田が発見されたのをはじめ、有望油田が続々発見され、渤海には中東よりはるかに多くの石油資源があるといわれている。石炭の埋蔵量も米・ソに次ぎ世界第三位である。農業をみると、國土面積九億七千万ヘクタール(ソ連、カナダに次いで世界第三位)、のうち全耕地面積はその約一割強(F・A・O生産年鑑、一九六六年)一人あたり耕地面積は日本の〇・〇六ヘクタールより広いが、〇・一三ヘクタール(同上)と少ない。八億人のなかの六億人、つまり総人口の約四分の三が農業依存人口であり、中国は發展途上の巨大な農業國である。

現在、中国の國境は、東北、西北および西部の一部ではソ連と接し、真北ではモンゴルと接している。西部の一部と西南部ではアフガニスタン、インド、ブータン、ネパールと接し、南部ではビルマ、ラオスおよびベトナムと、東部では朝鮮と接し、日本やパキスタンやフィリピンにも近い。

中国の人口は、一九五八年以降公式の發表がないが、現在七・五億から八億(世界総人口のほぼ四分の一)と推定されている。人口増加率は二%を下らず、年々東京都の一・五倍の人口がふえ、労働力人口も五〇〇万人ずつふえている。この人口のうち九割以上が漢民族であり、約六%にあたる四〇〇〇万人は五〇

数種の少数民族からなっている。すなわち、蒙古族、回族、チベット族、ウイグル族、苗族、彝族、壮族、布依族、満州族、朝鮮族などがそれであって、文化の発展程度こそちがっているが、みな長い歴史をもっている。中国は多数の民族が結合してできた、多くの人口をもつ国である。少数民族集居地区では、省と同級の五自治区、専区級の二九自治州、県と同じ六九自治県が設けられ、民族区域自治を行っている。おもな自治区としては内蒙古自治区、新疆ウイグル自治区、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、イリ、ハザク族自治州、延辺朝鮮族自治州などがある。

「少数民族は解放前、野蛮人視され、帝国主義・封建勢力の苛斂誅求と挑発による民族的対立の中で衰亡しようとしていた。反帝反封建闘争の中でも民族的対立は重大な弱点であったが、共通の敵に対して次第に同盟を形成するようになった。中華人民共和国の民族政策の基本は、すべての民族の勤勞人民大衆が団結して起ち上り、社会主義革命を推進してゆくことにある。

団結のための第一は、他民族への侮辱や差別待遇をなくすことである。法規の上で禁止するのはもちろん、私的な侮辱や差別に対しても厳しく批判・教育している。第二は各民族固有の文化を尊重することである。各民族は各々固有の言語文字・風俗習慣をもっており、それを尊重することなくしては平等も強制同化と変らなくなる。各民族の集居地区では公用語にも

中国の経済的社会構成体の發展区分について

漢語と民族語が併用され、また民族語の新聞・雑誌の発行などによってそれを保証している。各民族の風俗習慣は決して生産的なものばかりではないが、各民族の勤勞人民大衆の發議によって改革し、内容は社会主義的形式は民族的な多様な文化の發展をめざしている。各民族勤勞人民のなから指導的な幹部も養成され、全国人民代表大会はじめ各級政權機關・大衆団体にも少数民族代表が人口比よりは有利な数をしめるよう配慮されている」(中国研究所編『新中国年鑑』一九七〇年版、大修館書店、一九七〇年一月、二〇ページ)。

このような巨大な農業国であり、多くの民族から成り立っている中国は、毛沢東による新中国の出發から現在に至るまでの約二六年間にわたり、その經濟の歩みとして次のような区切りを経て今日に至っている。

- (1) 復興期 (一九四九～五二年)
- (2) 第一次五カ年計画期 (五三～五七年)
- (3) 大躍進期 (五八～五九年)
- (4) 困難期 (六〇～六二年)
- (5) 回復期 (六三～六五年)
- (6) 文化大革命による変動期 (六六～六八年)
- (7) 新しい發展期 (六九年以降)

右の区分のうち、(1)の一九四九～五二年の四年間は、抗日戦争から国共内戦によってもたらされた經濟破壊の復興期であるが、それは同時に新民主主義を次第に社会主義に移行させるた

めの出発点であり、さしあたって新民主主義の人民經濟を發展させ、国の工業化を促進することに重点が置かれた。この過渡期の中国經濟の基本經濟政策は人民政治協商會議共同綱領（一九四九年九月二九日採決）の第六条に次のように明記されている。

「中華人民共和国は、帝國主義國家のすべての特權を廢止し、官僚資本を沒收して人民の國家的所有にうつし、一步一步、封建的、半封建的な土地所有制を農民的な土地所有制にあらため、國家の公共財産と協同組合の財産を保護し、労働者、農民、小ブルジョアジーおよび民族ブルジョアジーの經濟的利益ならびにその私有財産を保護し、新民主主義の人民經濟を發展させて、徐々に農業國を工業國にかえてゆかねばならない。」すなわち「反帝、反封建」への途である。

また共同綱領第二六条には、國民經濟の進むべき政策方針が、公私兼顧、勞資兩利、城鄉互助、内外交流の四つの政策として發表されている。この第一の公私兼顧とは、私營經濟を公事業と同様に國家が保護することであり、第二の勞資兩利とは、労働者にも資本家にも、ともにその利益を与えることであり、第三の城鄉互助とは、都市經濟と農村經濟とを互いに交流協助させることであり、第四の内外交流とは、外國貿易の發展をはかることである。大塚恒雄氏は右の点を次のように解説されている。

「以上の四つの經濟政策によって中共經濟は生産の増強をは

かり、中国を工業國家に育成し、ふたたび旧中国のような未開發の國家におちいることのないようにすることを意味したものである。こうすることによってはじめて民族革命と民主革命とが達成されることになるのである。しかもこの四つの經濟のなかの第一に『私營經濟を保護する』とあり、さらに第二に『資本家の利益をはかる』とあるのは、中共が民族資本は沒收せず、むしろこれらの民族資本を過渡期における中共經濟の發展のための原動力に利用させた点が、つまり中共は純共產的範圍内にあるものでないことを意味している。この政策は初期の經濟政策として当然、彼ら資本家の資本を導入して最高度の能率化による増産をはかり、この増産によって工業國化し、これが完成の暁に社會主義に改革することを意識的に実践したものである。

中共の初期の經濟政策があくまでも意識的に資本家の資本を利用し、中共の完成をはかったものであることは、毛沢東氏も『新民主主義論』のなかで『中共經濟は本來的には資本主義經濟である』とのべており、また同氏の『新民主主義の經濟目標』のなかでもつぎのような經濟の行く道が三つのべてある。

- ① 封建地主の土地を沒收して農民の所有とする
- ② 蔣介石、宋子文、孔祥熙、陳立夫の独占資本を沒收して國家の所有とする
- ③ 私營の商工業の經濟および中小個人資本は新民主主義の全國國民經濟にむかわせる

とある。

この第一の内容は孫文氏のいった『耕者有其田』の方針にしたがって大地主の土地を土地のない農民にあたえるいわゆる『平均地権』の原則を履行したのにすぎないものであつて、ソ連のように土地を完全に国家の所有に帰したとは異なつたいき方をとつてゐる。つまり土地の私有制度を中共では認めていたことになる。

第二の四人の国民党の政治家は帝国主義とむすび、買弁的行爲によつて、中国の中小企業の民族資本家を圧迫して一〇〇？二〇〇億ドルの巨財を独占し、さらに地主富農とむすびつき全国の経済を独占したので、彼ら四者のいわゆる官僚資本は没収して国有化するの当然のことである。しかし一方、中小企業の民族資本はもともとこれら官僚資本におさえられながらも彼ら官僚資本の間隙をぬつてできあがつたものであるから、これらの民族資本は現状維持させて中共に協力させるべきであるとしてゐる。

要するに中共経済の基本原則とは、農業国家を工業国家に育成させるためには民族資本を認め中小企業の私資本を利用することになるわけである。

中共が新民主主義経済の方途をこのように決定し、農業国から工業国へと躍進しつつある道程は非常に困難な大事業である〔大塚恒雄『中国経済の基礎構造』、白桃書房、一九六九年二月、九一—一〇ページ〕。

そして次の(2)五三年から五七年までの第一次五カ年計画の時

中国の経済的社會構成体の發展区分について

期に中国の社會主義化が提起されたのである。すなわち中国の社會主義化は共同綱領では發表されていなかったが、五三年になつて社會主義社會への移行がはっきり示されたのである。新憲法第四条は次のように明記してゐる。

「中華人民共和國は國家機關と社會の力により、社會主義的工業化と社會主義的改造を通じて、しだいに搾取制度をなくし、社會主義社會をうちたてることを保証する。」

右の基本方向は現在まで一貫して不変である。ところで、その後の曲折を経て、とくに文化大革命を経て、今日に至つてゐる中華人民共和國は、それ以前の中國社會をどうみているのであろうか。

### 三 中国社会の發展についての諸説

人類社會はその變化・發展、とくに生産手段の所有關係階級關係に應じて、いくつかの時代に分けられる。文明の發生以前には数十万年の原始社會があり、日本のわれわれの住んでゐる現代社會は資本主義社會であり、その前には封建社會があつた。そして、若干の民族が原始社會から封建社會に至る間にギリシャ、ローマを典型とする古代の奴隸制社會を通過してゐる。この古代社會は文明社會の第一段階である。

中華民族の發展（ここでは主として漢族——漢族といつても各時代でその人種的内容は變化してゐる——の發展をいう）も、世界の他の多くの民族と同じように、かつて何万年かにわたる階級のない

原始共同体の生活を経てきたことは明らかである。原始共同体がくずれて社會生活が階級生活に移ったその時代から、殷、周の王朝を経て現在に至るまで、およそ四千年を経過しているが、この中国の社會發展史をめぐり、とくに「アジア的生產様式」と関連して論争が行われてきた。

「アジア的生產様式論争」で一定の役割を果たしたのは、本誌第二十五卷第三号の「『資本制生産に先行する諸形態』について(一)」でかつて私も紹介したことがあるように、ソ連の歴史学会であった。このソ連の論争はやがて他国にも波及した。討論において重要な役割を果たしたのは中国史の諸問題であった。その要点を改めて紹介すると、ロシア革命成功後から当時にかけてのソ連歴史学界における中国社会の性格についての一般的理解は、西欧の著書による知識、とくにウェーバーやマルクスの見解などの混りあった奇妙なアジア観にもとづくものであった、といわれている。

論争が開始される頃までに存在していた一般的な中国社会観は、たとえばB・クリヤジン「中国革命——革命運動の概観——」(『諸民族の生活』一九二〇年六月二十六日号、七月四日号、七月一日号)やЯ・ヤンソン「中国」(『外務人民委員部通報』一九二〇年第六、七号)、Ю・スムルギス「中国とその労働運動」(モスクワ、一九三二年)などの中国に関するソ連の初期の労作のなかにあらわれていた。

クリヤジンは「身分や共同体や階級ではなくて、家族、しか

も最高段階における家族、すなわち宗族」がその基本的な細胞としての役割を果たしているような社會をえがき、中国全体は、おそるべき規模にまで拡大して、完全に骨化してしまった家長制的家族にすぎないかのようであり、家族の最下級の成員たちを死刑に処する権限さえももっている族長が、すべての人びとを支配しており、皇帝(一九一一年のブルジョア革命以前における)が最高の家長である、とのべていた。またヤンソンは、ヨーロッパの勤労大衆をはっきりとした階級意識にみちびいた「継起的な社會的諸構成体」を一般に知らなかつた中国の例外的な「独自性」を強調していた。スムルギスの場合は、家長たちやこれらの家長たちのなかからえらばれる長老たちによって支配されている保守的な農村として中国農村をえがき、「封建体制」を廢止した唐代の諸法律が現在に至るまで作用しており、土地は国有で、均田制が大土地所有の形成を不可能にしており、保守的な農業法によって土地喪失の可能性から保護されることによって、中国農村は西洋に固有な内的諸矛盾を知らないでいるのであって、中国農村が闘わなければならない唯一の敵は、自然の不可抗力と激しい過剰人口である、とのべていた。E・ヴァルガの「中国革命の經濟的諸問題」(『計画經濟』一九三五年第二号)にも、ウェーバーの影響がとくに顯著にあらわれていた。

要するに、当時のソ連の一般的な中国理解としては、中国社会における土地私有の欠如、農村における家長的・共同体支



配の存在、したがって、中国での言葉の完全な意味における国家の未成立、水利・灌溉における役割と、共同体的事業を基礎とする官僚制、中国社会の独自の停滞性などを、中国社会の特質とみるものがそれであった。そして、中国へヨーロッパが侵入してくるにつれて、はじめてこの停滞的社会は資本主義的發展にはいり、中国社会の性格は多かれ少なかれブルジョア的の性格を帯びたものとして理解されるようになったのであるが、その場合でも中国社会の階級性格の規定は曖昧であった。

だが、その後、革命的気運の高まりのなかで、中国農村の実証的研究が進むにつれ、一九二五年頃からソ連の学界では、それまでの伝統的な中国観に対する批判、攻撃が始まった。M・ヴォーリンはその諸論文（河南における農業）『農業戦線において』一九二六年第四、五号、ペレニキ一名「中国農業経済の基本的諸問題」『農業戦線において』一九二六年第一〇・一一号）のなかで、中国においては私的土地所有が欠如しており、中国農民層は社会的に無定形な、未分解な大衆であるかのように考える支配的見解の誤謬を指摘し、河南省の農業状態を詳細に研究して、支配的な型の農民経営は小ブルジョア的な性格を帯びているが、しかし強力な封建遺制——債務奴隸的な雇用条件、零細小作、刈分小作——が存在している、という結論を示した。すなわち、ヴォーリンは中国社会全体に関して次のような結論を示している。

(1) 中国において私的土地所有をみいだした研究者たち（N・ゲハロフ、O・フランケ）は正しい。中国農村においては私的土地所

中国の経済的社会構成体の發展区分について

有が欠如していたと承ることはできない。(2) 農村は階級的に分解している。約一〇%の経営が残余の農民層の搾取者としてあらわれている。このような結論は、二〇世紀の二〇年代に至るまで中国農村が未分解の氏族共同体にとどまっていたかのようによく考える見解をもちや許さない。(3) 中国の諸条件におけるいわゆる小作料は、本質的には封建的年貢であった。このようにして、中国において資本主義的關係が発展し始める以前にそこに存在していた体制、つまり、その遺制に対して中国革命が攻撃を加えた体制は、封建的な体制でしかあり得なかったのである。

右のヴォーリンの結論は、ソ連共産党第一五回全国協議会（一九二六年一〇—十一月）およびコミンテルン執行委員会第七回拡大総会において一定の役割を果たすとともに、その後広汎に普及した。要するに中国社会の社会发展段階区分については諸説があるが、主要な説は、①アヘン戦争以前の、周、秦以来三千年ばかりの間を封建社会とみる説、②殷から周末の間を典型的なアジア的生産様式の時代とみる説、および③この時代を奴隸制社会とみる説の三つである。そして新中国の見解は①の立場である。

#### 四 中国共産党の見解

『中国革命と中国共産党』（一九三九年二月）の第一章「中国社会」——『中国革命と中国共産党』は、一九三九年の冬、毛

沢東と他の何人かの延安にいた同志が協力して執筆した教科書であり、第一章の「中国社会」は、他の何人かの同志が起草して毛沢東が筆を入れたものである——では、次のように簡単に書かれている。

「中国は偉大な民族の国であり、土地のひろい、人口の多い、歴史のふるい、また革命の伝統と優秀な遺産に富んだ国ではあるが、奴隸制度をぬけだして封建制度にはいつてからは、経済、政治、文化の發展が長いあいだ緩慢な状態におちいついた。この封建制度は、周、秦以来、ずっと三千年ばかりつづいた。」

すなわち④の説である。そして続けて、中国の封建時代の経済制度と政治制度の主要な特徴を次のようにのべている。

「一、自給自足の自然經濟が主要な地位をしめていた。農民は、自分に必要な農産物を生産したばかりでなく、自分に必要な大部分の手工業製品をも生産した。また地主と貴族は、農民から搾取した小作料を、主として自分の消費にあて、交換にはあてなかつた。当時、交換も發展していたが、經濟全体のなかでは決定的な役割をはたさなかつた。」

二、封建的支配階級である地主、貴族、皇帝が土地の圧倒的部分をにぎり、農民は土地をほんの少ししかもたないか、あるいは全然もたなかつた。農民は、自分の農具をつかつて地主、貴族、皇室の土地をたがやし、その收穫物の四割、五割、六割、七割、さらには八割以上も地主、貴族、皇室の消費のため

に上納した。このような農民は、実際にはまだ農奴であつた。

三、地主、貴族、皇室が農民から搾取する小作料でくらしていたばかりでなく、地主階級の国家もまた、膨大な数にのぼる国家の官吏と、おもに農民の弾圧につかう軍隊とをやしなうために、農民に貢物や税金の納入を強制し、無償の労役につくことを強制した。

四、このような封建的搾取制度を保護する権力機關は、地主階級の封建国家であつたとすれば、秦の始皇帝が中国を統一してからは、専制主義的、中央集権的な封建国家がうちたてられ、同時に、封建的割拠の状態も、いぜんとしてある程度のことされていた。封建国家においては皇帝は最高至上の権力を持ち、各地方にそれぞれ、兵、刑、錢、糧などをつかさどる役人をおくとともに、封建的支配全体の基礎として、地主と豪紳に依拠していた。」

以上が中国共産党の見解であるが、これとは異なる有力な主張がある。小島祐馬氏やロジェ・ガロディの見解などがそれである。

##### 五 小島祐馬氏の見解

一八四〇年のアヘン戦争以前の中国社会が封建社会であつたか否か、ということについては、これを封建社会とみるのは誤りであるという有力な議論がある。たとえば小島祐馬氏の見解が

それである。氏は、「中国では封建制度は周代をもって終りを告げ、秦漢以後最近にいたるまで二千百数十年間は、郡県制度の時代であった。もっとも周代が封建制度であったといつても、その末期にあたってはそれはすでに殆んど崩潰してしまつており、また秦漢以後が郡県制度であるといつても最初の百余年間はその根本がまだ動揺して定まらず、ようやくそれが定まったのが前漢の武帝の頃からであった。さらに漢の武帝以後においても封建時代の残滓といつたようなものを搜し出せばいくらでも出てくるであろうが、そういうものはこの社会にも必ず残存するものであつて、社会といふものの性質上、既往の制度がその断片までも完全に反対物に転化するといふことはありえない。のみならず、漢以後においても、時代により地域によつて、ことさらに多少の封建制度や、それに類似する制度をまじえ取つたことさえもあるが、それがために郡県制度の本質を曖昧ならしむるようものではなかつた。われわれが一般に従来の中国社会を語る場合は、すなわちこの郡県社会を対象としてゐるのである。それは中国特有の社会体制であつて、もちろんいわゆる封建社会からいわゆる資本主義社会への過渡期といふようなものではない」(『中国の革命思想』、筑摩書房、一九六七年九月、五二―三ページ)とのべてゐる。

郡県制とは、秦王朝樹立後、全国の地方政權を郡と県の二つの級にわけ、当時全国を三十六郡(のちさらに増加)にわけ、各郡ごとに若干の県を管轄し、郡守と県令といふ地方長官を中央

中国の経済的社会構成体の發展区分について

から任命した。この制度の規定には異論があるが、現在の中華人民共和国の公式文書は「郡県制度は封建的中央集權制の行政組織の一部であつた」といふ見解に立っている。しかし、この点、小島氏の見解は異なる。氏は郡県制を「封建社会であつたとする論者の多くはマルクス風の社会發展段階説に立脚するもので、資本主義社会以前の段階は西洋では封建社会であつた。しかるに中国においては、最近まで資本主義社会も前資本主義社会も現出しなかつたのであるから、中国従来の社会は即ち封建社会にほかならないとするものようである。しかし、中国の社会が、必ずヨーロッパ社会と同一の過程を踏んで發展しなければならぬといふ道理は存しない。中国社会史においては、社会科学的な意味における封建制の概念をそのまま無制約的に使用することは誤解を生じやすい」(同上五二ページ)とのべてゐる。

そして氏は、郡県社会の特徴を知識階級の支配という点において捉える。郡県社会の政治形態は、氏によれば、君主独裁の中央集權制であるが、實際その運用にあたるものの主体は士人であり、この点では封建制度の特徴である武人支配とはまったく反対の立場にある。これらの士人は主權者たる一人の天子を補佐して民本主義的政治を施すべく要請されている。だから郡県制度の社会では、もはや貴族や僧侶の支配はなく、また武人階級の支配もなく、そこにはただ、いわゆる士人階級の支配があるのみである。

二七五

士人というのは、現職の官吏を中心として、それに一部の退職官吏やその子孫を包括したものの称呼である。中国の社會では、こういうものが相い集まって一つの支配階級を形作っていた。前漢の武帝のとき、儒家の学をもって國家の公認の學問とし、儒家の精神にもとづいて官吏を採用することにした。その結果、五經博士の下にそれぞれ博士の弟子の員をおいて、そこで官吏を養成し、また郡國に詔して、賢良方正にして能く直言極諫する者、および孝悌にして清廉なる者を推挙せしめ、これを官吏に採用した。賢良方正の科とか孝廉の科とかいうのは、すなわちそれである。こうして庶民の中から學徳の衆にすぐれた者を選び挙げて、これを官に任ずるといふが、この制度の建前であつた。

そして儒家にあつては道德政治を理想とするが故に、政治の指導原理はいわゆる聖人の道であり、この聖人の道には天子といへども違背することを許さない定めである。しかし、だからといって虐政がおこなわれず、暴君が出なかつたといふのではないが、政治の理想はそこにあつた。このような官吏登庸制度の精神は、漢以後、清朝末まで続いた。もつともその間、魏晉南北朝時代には九品中止というやうな一種の制度がおこなわれたために、地方に貴族階級の勢力が醸成せられたといふやうなことがあつたが、隋代に起こり、唐初に確定した、いわゆる科挙の制度といふものによつて、このやうな弊害の原因は取り除かれ、前漢以來の官吏登庸の精神がさらに強化されて、完全に

社會制度化されることとなつた。

このやうにして登庸された官吏は、原則として定期にその成績を審査されることになつていて、世襲制の官職は原則としては認められなかつた。ただ任子の制といつて、前官の子孫に対する特別任用の規定はあるが、それは小範圍に限られてゐるし、またそれは官職の世襲でもなかつた。また財政上の理由により、時として売官・売爵のおこなわれたこともあるけれども、そういう場合の官爵には制限があつて、それによつて極要の地位が与えられるわけではなかつた。中国では、官吏になることを一つの發財の途とこころえ、在職中不正を働いて蓄積するものも多いので、退職官吏やその子孫の中には、社會上一般庶民よりは優位を占めるものが出来てくる。このやうな輩は土豪あるいは郷紳とよばれ、現職官吏と相い結んで一般庶民に対し支配的地位に立つのである。

「かくのごとく郡縣制度の下における政治にも種々の弊害は随伴してくるのであるが、それでも政治の中心勢力をなすものが、善かれ悪しかれ、大体において正規の出身による官吏であるといふことは動かない。中国では普通に士といへば、學問をする人のことである。そうして學問と德行とは正比例をなすものであるといふのが、古來中国一般の通念であつた。かくて漢代學問によつて官吏を採ることになつて以來、士は必ず官と結びついて考えられるやうになり、かくて官吏を中心とする一つの特別な階級ができて、それが士人と名づけられることとなつ

たのである。ところがこの士人階級なるものは、官吏登庸の方法によって、常に庶民中の知識層を吸収するものであるが故に、知識はいつも支配階級によって独占せられる傾向をもつこととなる。されば支配階級たる士人階級は、これをその実質の上から見るときは、すなわち知識階級にほかならぬのである。

しかるにこの知識階級に属する者は、一旦支配階級となつたからとて身分が固定するのではない。官を退けば原則として庶民に復帰すべきものであるし、また庶民階級に属する者といえども、能力さえあればいつでも支配階級に入ることができる……

かくのごとく社会上元來固定的階級差別がなく、またその一時的な地位の高下ということも、個人の能力如何によつていつでも顛倒し得るような社会組織をもっているということは、古來中国において、庶民の階級意識をば、未だ萌さざる先に之を防止するというに、眼にみえざる効果を發揮してきたということを深く注意しなければならぬのである。そののみならず、元來世界各国の既往の事実に徴するに、革命運動を煽動しまたは指導する者は、すべてその社会の寄生的存在である知識人であつて、決して当時の被圧階級ではない。将来は知らず過去の歴史においてはそれが事実であつた。かくのごとく革命運動に主役を演ずるものであるところの知識人が、他の階級に比附して活動するのではなく、それ自身つねに支配者の地位に就くようになっていくというのが、従來の中国社会の特徴をなし

## 中国の經濟的社会構成体の發展区分について

ている。したがつて中国においては、これまで一部不平の徒が政治革命を教唆することはあつても、知識人をもつて構成する支配階級そのものを葬り去るとき社会革命を發展せしむる人物はかつて出なかつたのである」(同上五五—七ページ)。

小島氏は郡県制度と中国の知識人の特質を右のように指摘された。しかし当時の中国社会の經濟的基盤は当然のことながら農業であつた。とすると農民と支配階級の關係は如何なるものであつたか。氏はこの点を次のようにいわれる。

「郡県社会の經濟的基盤はいうまでもなく農業であつて、支配階級はすべて農民に依存している。この点からみると、それは封建社会と選ぶところはないようであるが、しかし農民の社会的關係は、それとは著しく異なつたものであつた。封建社会にあつては、農民は諸侯の領土または郷大夫の食邑に隸属し、その身分は領主との主従關係によつて規定せられるのが常であつたが、しかるに郡県社会においては、土地私有の制度が確立し、自作農は自分の私有の田地を耕作し、小作農といへども獨立の經營者であつて、地主との間に主従關係は成立しないのであつた。もとより封建社会の遺制は、時により、また所により、多少残存したことはあつたが、原則としては上述の通りであつた。郡県社会においては支配階級が農民に依存していたということとは、自然、支配階級による農民の搾取を馴致することもあつたが、しかしこの社会にあつては、政治の大本が重農ということにおかれ、農民の保護は国家の最高政策であつて、農

民保護のためには商工業のごとき非常な圧迫を蒙り、農民の地位を安定せしめるためには、土地の公有均分のごとき社会政策も、早くよりしばしば実施せられたところであった。

すでに周末戦国時代において、封建制度は甚だしく弛廢し、土地私有の勢が盛んとなり、土地の分配が不公平となったので、孟子はいわゆる井田の法を考案し、農民に土地を均分せんことを主張した。『周礼』にも、孟子とは違つた方法ではあるが、やはり井田法と称して土地の均分政策を掲載している。もっともこれらはいずれも理想案であつて、かかる記事があるからといって周代にかかる制度が実施されていたものと考えたならば、それは大なる誤りである。ただかかる土地の均分法がその後土地制度の規準と考えられ、あるいは全然これに則らんとし、あるいはこれに近い田制を布かんことを努むるようになってきたことにおいて意義がある。

前漢の武帝の時には董仲舒の限田の議があり、成帝の時には師丹の言によつて限田制の立案までしたのであるが、いずれも周囲の事情に阻まれてこれを実行するには至らなかつた。これらの人々の意図するところは、土地の均分は実行困難であるが、せめて土地私有量の最高限度を定め、もつて兼併の弊を防ぐやうのであつた。王莽が算奪を行つた後、民政上のことは主としてその当時世に出た『周礼』に拠つて行ふこととし、田制のごときも天下の田を名づけて王田といひ、これを公有として売買を禁じ、かつ一家の占有額は一井九百畝を限度と

したが、不人望と時機尚早のために、かえつて社會の秩序を亂し、いくばくもなく自らその制度を撤回するのやむなきに至つた。西晋の武帝の時になつて占田の制を布いたが、これは人民の男女年齢に応じてこれに一定額の土地を課し、かつ王官官吏の土地占有額を制限したもので、一面からみれば土地均分制度であるが、畢竟は國家の財政上より立案された農民土着の政策であつたようにみえる。しかし中国中世における土地制度の改革はここにその端を發し、それが南北朝を経て唐に至つて大成することとなつた。南北朝のさい北魏においてはいわゆる均田法を設け、天下の田を公有としてこれを人民に均給する制度を立てた。その大体は、選受の制限を附した露田と、世襲を許す桑田とを与え、露田は丁男丁婦の受田額を基礎として、それに戸口の多寡や、奴婢耕牛の數、土地の良否を參酌して、受田率を定めたものであつた。ついで北齊はだいたい北魏の制に倣つて土地の分配を行つたが、隋が江の南北を統一するに及んでまた北齊の制度を襲ひ、その制度の大本はまた唐の田制によつて繼承せられることとなつた。唐が北魏以來の田制に倣つて班田の法を布いたのは高祖の武徳七年であつたが、この法によれば男子十八歳以上六十歳までに一人ごとに田百畝(唐の制では五尺四方を一步とし、二百四十歩を一畝とす)を給し、その中の八十畝を口分田とし二十畝を永業田とした。そして口分田の方は年齢に応じて選受を要したが、永業田は永久占有を許した。その他老人・篤疾者・廢疾者・寡妻妾など、それぞれ境遇に応じて

て口分田・永業田の分配額が定められていた。この法は民の遷徙を許し、かつ所分の田を売買することを得しめるなど、制度上の欠陥もあり、開元以後中央の綱紀が弛むとともに遂に崩壊に帰したが、しかし唐だけでもそれが百二三十年間継続し、今日発見される資料によって知られるごとく、敦煌地方のような僻地にまでそれが実行されていたことは驚くべきことである。その後とも井田限田の議論はたえず行われたのであるが、清朝において雍正年間、旗人のために八旗井田なるものを一地方に設定し、『孟子』にいうことき井田法を実施したほか、特筆に値する制度は布かれなかった(同上五八一―六〇ページ)。

こうした点からみると、アヘン戦争以前の中国社会を「封建社会」という規定のなかにあてはめようとすることに反対する小島氏の主張は傾聴に値するといえようし、また氏の次の指摘も見逃すことができない点であろう。

「ヨーロッパでは、土地に関する社会主義的思想は、十九世紀に入ってから始めて現われてくるのであるが、中国では農業が早く発達したのと、その社会的事情のために、古くからそういった思想が行われたばかりでなく、土地私有の制度が確立した後において、土地の公有均分の政策が、国家の事業としてしばしば全国的に実施されたのであって、このころ孫文や毛沢東によって『耕者必有田』が提唱せられても、それは思想としては決して新しいことではないのである」(同上六〇―六一ページ)。

(2) なお、当時を奴隸制社会とみる、現在の中国の公的見解は次の中国の経済的社会構成体の發展区分について

ようにのべられている。

「井田、中国の奴隸制社会における奴隸主が奴隸を搾取する土地制度。当時、全国の土地は最高の奴隸主である天子の所有に帰していた。その土地を『井』の字形に正方形の田にくぎって各級の奴隸主に分封し、各級の奴隸主はそれを奴隸に強制的に耕作させた。井田は各級の奴隸主の受封の計算単位でもあり、また、奴隸を強制労働させる計量単位でもあった。したがって、大小の正方形のあいだにはミゾやアゼで境界をつくっていた」(『北京周报』一九七四年三  
四号、一九ページ)

## 六 ロジェ・ガロディの見解

現代の中国の歴史的發展は、ヨーロッパ諸社会、とりわけ地中海縁辺の諸社会の歴史を、かなり十分に綜合している「五段階」の図式——原始共產制、奴隸制、封建制、資本主義体制、社会主義体制——に符合するだろうか。社会主義建設の問題が、中国ではどういう特殊な情況から出発して、始まっているか。中国のように沿岸地帯で資本主義制度が優位を占めているも、国土の大部分でアジア的生産様式の遺制とともに、封建型の制度が支配的だった国では、資本主義段階をとりこえて、先資本主義段階から、社会主義への直接移行を考慮することができるか。こうした問題意識にたつて、中国社会の図式的把握に反対する見解をのべているのがガロディである。すなわちロジェ・ガロディ Roger Garaudy は『現代中国とマルクス主義』Le

Problème chinois, Editions Seghers, 1967. で、次のようにいう。

「社会主義建設の中国『型』の特殊性は、なんといっても中国の歴史とその經濟構造から生ずる。

第一の問題は、われわれが次のような点を反省すると、直ちに起こってくる。もし史的唯物論を文字通りの『歴史哲学』に還元してしまう独断的図式——それに従えばあらゆる人間社会は生産様式によって決定される五段階（原始共産制、奴隸制、封建制、資本主義体制、社会主義、共産主義体制）を必ず次々と通過する——を採用するならば、中国の場合はそれから外れているように、どうしても思われる。このような図式は中国にはことごとく当てはまらないからだ。

まず中国の歴史には、家内労働、またときには、ただし僅かな程度で、ある種の農作業に奴隸を使用したことがあったが、いわゆる奴隸制生産様式、つまり生産の基本部分が奴隸によって果たされるような生産様式は、中国にかつて存在しなかった。これが、上記の図式が当てはまらない第一の理由である。そのうえ、典型的に奴隸制の生産制度は一つの例外であって、地中海縁辺に沿って生じた諸文明だけで開花したものでない。たとえば、ゲルマン諸種族にしてからが、奴隸制の段階を『飛びこえて』原始共産制から封建制へ移行したようにみえる（野原四郎訳、大修館書店、一九七〇年八月、八ページ）。「ついで中国の封建制生産様式について語る場合、この表現がかなり妥当なも

のとして認められるにしても、中国の封建制は、西欧や日本でしか殆ど純粹な形で実現されなかった典型的な封建制とは、ひどく異なっていることを心にとめておかねばならない」（同上九ページ）。

彼は『五段階』理論の普遍性と必然性を根本的に問はずためには、マルクスが『アジア的生產様式』とよんだものについて考え直すことが必要であるとして、「マルクスにとつて『アジア的生產様式』とは何であるか」と自問し、次のようにいう。

「第一にそれは、原始共産制から階級社会への移行の一形態である。次に、十九世紀まで存続していた、ある種の非西欧社会にとつて固有な特殊性の總体のことであり、他の社会經濟構成体（なかでも封建的の）の内部に留まっていた、アジア的生產様式の遺制の重みが生み出していた特性のことである。言葉の本来の意味で、『アジア的生產様式』の独特な点をなすものは、私的所有、とくに土地の私的所有がまだ存在していないのに、それが国家と搾取の一形態を伴っていることだ」（同上二一—二二ページ）。

彼は、マルクスに従えば、『アジア的生產様式』という概念は、次のような特徴によって規定されるだろうとして、次の三点をあげる。

「一、土地の私的所有の欠如。マルクスは『諸形態』で、こう書いている。『土地の個人所有は共同体によって媒介される』と。国家は土地所有者であり、大土木工事（とくに治水関係の



堤防、灌漑渠など治水の)による生産の組織者である。国家の官僚は、たとえ彼らに対する土地賜与が認められているにしても、官職上権力を具えているにすぎない。(したがって、その権力は封建制の場合のように、本質的には土地の私的所有と結びついている)。

二、こうした国家の経済的機能は、階級関係の原型を導いてくるが、それは『東洋的専制主義』を特徴づける、国家へのすべての者の隷属にはかならない。その隷属は奴隷の状態(そこには私的奴隷所有者である主人に対して、奴隷がもつ個人関係が含まれている)と混同できないし、農奴の状態(たとえば、賦役はこの場合国家のためにおこなわれ、土地所有者としての封建領主のためにおこなわれるのではない。地代は租税と一致する)とも混合できない。国家は専制君主であると同時に主要な搾取者である。

三、村落共同体は互いに孤立して生活している。それらに関係づける市場がないから。工業(家内工業)が農業と固く結びついている、これらの共同体は本質上閉鎖的組織として自給自足の自然経済のなかで機能している(同上二二一―二四一頁<sup>(3)</sup>)。

(3) ここで一言すれば右のガロディの「アジアの生産様式」についての規定には異論がある。私はマルクスにあつてはアジアの生産様式は共同体の一形態であつて、無階級社会として把握されていると考える。その階級社会への移行形態が「東洋的専制国家」である。

ガロディはさらに次のようにのべている。

中国の経済的社会構成体の発展区分について

「ある何人かのマルクス学派の中国学者、とりわけハンガリーのテーケイや東ドイツのレヴィンは、商王朝(西暦前一四五〇―一〇五〇)以後、周王朝の終末(西暦前三世紀の半)までの期間に、アジアの生産様式は、その典型的形態で発生し発展したとみなしている。安陽県に近い、河南省北部の一都市の廃虚から発見された甲骨文によつて、前二千年紀の後半に、遊牧生活から定着農耕への移行が起つてゐることを明らかにすることができるといふ。その経済組織は、手工業と農業が密接に結びついていて、閉鎖的な小天地で生活が可能である村落共同体のそれだつた。ただ、すでに徴税制度が集権化されておゝり、土地の種族所有に基礎をおく権力が具わつてゐる、専制国家の存在を証明してゐる。この制度は、徴税を司る官僚制が発展し、また貴族層が一団の官僚群に変じて、慣例を法として用ゐるようになって、完成の域に達する」(同上二二一―二三一頁)。

そして、ウィットフォージェルを批判して、ウィットフォージェルは「乾燥地帯では風土が大灌漑工事を必要とし、その必要が大帝国を必要とし、したがつてこれらの『水力依存社会』の政治形態は必ず専制主義である」(同上二三一―二三二頁)といふが、これは逆であるとし、考古学上の発見は、アジアの生産様式の起源にかんするウィットフォージェルのような考えを否認してゐるとして、次のようにいふ。

「東洋的専制国家は、灌漑とか防衛のための大工事が、まだおこなわれていない時代に、早くもその存在が立証されてい

る。……

したがって、言葉の順序をひっくり返さないといけないのだ。広大な水利組織を創設しなければならぬので、アジアの生産様式や、東洋的専制主義が生まれたのではない。逆に、大規模な灌漑事業をできるようにしたのもこそ、アジアの生産様式や、すでに集権化されていた、専制的な国家の存在にほかならない。それに、マルクスも『諸形態』で、この問題をそんな具合に提起している。労働による現実的領有の共同体的諸条件、アジア諸民族において甚だ重要な灌漑溝、交通通信手段などは、この場合には上位の統一——小さな諸共同体のうえに、おしかぶさっている専制政府の事業として現われる。と。

レヴィンが示唆しているとおり、おそらく階級社会へと徐々に推移する過渡期に、定着の諸村落共同体にとって、草原遊牧種族の侵略を防御するために、その軍事上の必要から国家の仕組みが生まれてくるのであろう。

同様にジャン・ジェルネが、次のような結論に達している。  
 『大灌漑事業を可能としてきたものは、予め存在する国家機構であり、また軍隊によって巧に統率される労役者集団の存在である。』(同上三三—四ページ)。

ではアジアの生産様式は、中国ではいつ頃まで存在し、いつ頃から消滅したのか。ガロディは次のようにいう。

「漢王朝(前二〇六一—後二二〇)以来、中国にはもはや典型

的形態ではアジアの生産様式が存在していない。漢の宮廷が一定量の土地や一定数の奴隷を国有としており、そのことは、私的所有が形成され始めていることを示す反面にほかならない。アジアの生産様式の基本的特徴の一つ、私的所有の欠如が、こうして失われつつある」(同上三六ページ)。

しかし、アジアの生産様式のあとに続いた奴隷制社会についても、これを古典古代の奴隷制社会と同質のものとみることはできないとして、彼は次のようにのべる。

「奴隷制生産様式は、中国で完全な發展に達することができなかった。たしかに家内奴隷もおり、私的所有者でなく国家に隷屬して公共事業に使用される奴隷もいた。また、ときおり農夫として使用される私的奴隷もいるにはいた。しかし奴隷労働は決して経済の支配的形態ではなかった。その証拠といえば、次のことがあげられる。中国では、ギリシアあるいはローマでおこなわれていたように、大規模には貿易制度が成立しなかったということだ。ギリシア、ローマでは輸出にむけられた大量生産にとって、どうしても膨大な奴隷群を利用する必要があった。しかるに中国では、まず国家が生産物の大部分を先取りして、資本蓄積が困難であったし、さらに数千の奴隷をかかえた大領地で実現されるような大量生産に対して、販路がなかった。私的所有者が土地や奴隷を大量に購入する可能性がなかった。中国の専制国家の経済力は、かようなものであった。

『東方諸国と古典古代との間には、なんの相異もない。その間

を区別する二義的な特性は、それらを同一の社会経済構成体位置づけることの妨げにはならない。とか、中国社会が奴隸搾取に基礎をおく搾取の一形態を通過して、共同体的な体制から封建制へと発展したことは、少しも異論のない事実である。といった五段階図式に、ひたすら依りかかっている主張、これほど歴史の現実に背反するものはないのだ」(同上二七—三〇ページ)。

このように、スターリンによって定式化された社会発展の五段階説の中国への適用に、深い疑問と厳しい批判をガロディは加えた。いったい中国社会の段階的發展は、どのような途を歩んできたのであろうか。次に中国社会の發展を、『中国の歴史』全八巻、(講談社刊)、『東洋の歴史』全八巻(人物往来社刊)、三上、尾鍋、香村共著『世界史』(中教出版刊)などにより概観して、この問題検討の材料としよう。

## 七 中国社会發展の史的概観

中国の歴史を過去にさかのぼればのぼるほど、人類社会の原初に近づくことは、一九二〇年代に北京で発見された当時世界最古の人類とみられるシナントロプス・ペキネンシスによっても証明されている。北京人類は、地球の歴史でいうと、新生代、第四紀の洪積世の初め、富士山や足柄山ができたのと同じ時代であり、初期旧石器時代の人類である。洪積世が終って沖積世の時代にはいり、人類は後期旧石器時代にはいる。この時

中国の経済的社會構成体の發展区分について

代は石器も打製石器であったが、やがて磨製石器や土器の發明とともに新石器時代に移り、農耕、牧畜が始まる。青銅器時代と文字の使用がみられるにいたって人類は文明期にはいるが、中国ではこれが紀元前二千年紀の中ごろ(日本では紀元後一—四世紀のころ)である。黄土が中国古代文明の父であるとすれば、黄河はその母である、といわれているが、チベット境の山地を水源とした黄河は華北の高原を迂回して東へ流れ、大平原地帯を通るが、この原始農業に適した黄河の中、下流域(中原)に中国の文明が発生した。確実に知られている王朝の名は殷(商)である。

殷の王朝ができる前から、方々に土壘で囲まれた国家的な勢力が生まれ、新石器時代の文化の發達がいちじるしかったが、殷をはじめそのような原始国家の一つであった。殷の王は政治上の支配者にとどまらず精神的、宗教的指導者でもあった。一九二〇年代から始まった殷の都(河南省安陽県小屯)の發掘によつて、占卜に使つた亀甲・獸骨——文字が彫りこんであり甲骨文字、漢字の起源——、青銅製の容器や戈も発見された。当時の支配者はたくさんの部族を従え、また奴隸も所有し、農耕に従事し、蚕も飼っていた。農具や道具は石器であり、作物は、ぎび、あわ、麦があり、家畜には牛、馬、羊、豚、犬、鶏などがいた。

殷は辺境の原始農耕民や遊牧民も征服し、それら共同體の首長を通して兵役、貢納をとり立て、共同體を殷國家の下部組織

## 中国の経済的社會構成体の發展区分について

に組み入れた。しかし、紀元前二千年紀の終り、西の辺境である陝西高原の周に征服された。

周の王室は、殷の父子相続制を長子相続制に發展させ、同族を分封し、諸侯をつくり、本家・分家關係のもとに、帝王に軍隊と貢物を供給した。新領土のおもな地方は一族や功臣に与え、彼らを世襲の領主とし、王は宗教的權威をもって諸侯を支配した。また諸侯と家臣団との關係も、王と諸侯の關係と同様であった。すなわち周の封建制とよばれているものであり、貴族の本家分家を律する諸規約を「宗法」とよび、その他の貴族生活の諸約束をふくめて「礼」とよんだ。「宗法」は氏族制末期の有力大家族の慣習を起源としていたといわれる。諸侯や家臣はそれぞれ領地（采邑）をもち、土着の農民を部民とした。部民は古くからの氏族共同体的集團のまま支配者に隸屬して農業その他の生産に従い、奴隸も多勢いた。

このような支配体制を中国では封建制度といったが、これは周封建制度ともいうべきものであって、後の西洋の中世や日本の封建制度とのあいだには性質上の大きなちがいがあり、論争の起因となった点である。

当時の村落生活は停滞しており、農具もまだ石器であった。以前は村落自身が河防とか灌漑の設備に配慮をしていたが、いまは國家の管理に屬してしまい、土地は没収されて、公民ができ、共同の徭役に従事させられ、残りの土地だけを割り当てられた。孟子は「井田法」の名でこの共同體のからくりを伝えて

いる。農民はさらに兵役、道ぶしん、城づくりなどで全力を奪われた。

前八世紀の初め、周は西北遊牧民の侵入により東に遷り、いわゆる春秋戰國、覇者の時代が始まる。このころ諸侯のあるものはすでに大きな実力をもっていたが、まだ周王に代るほどの權威はもたなかった。そこで諸侯は團結を固めるため、周王の一族を擁して王とし（東周、首府は洛邑）、彼らのうちいちばん実力のある者が王の權威をかりて周の東方領を支配することになった。このような諸侯を覇者といった。覇者の時代（春秋時代）は約三六七年（B・C七七〇）～B・C四〇三年）続いた。

以上のような分裂と混亂の根本原因の一つは、中国内部の各地方の自立強化であった。

紀元前五世紀になると中国は一〇に近い国々に分れたが、そのうち韓・魏・趙・燕・齊・楚・秦の七國は強く、支配者はそれぞれ王を名のった。そのうち不便と思われる西方高原地帯の秦が強くなり、東方の六大國をつぎつぎに破り、前三世紀の終り、ついに諸國を統一し、広大な中央集權的專制國家を建設した。

春秋時代の終りから戰國時代にかけて周封建制度がくずれると、いままで諸侯や家臣たちの身分をささえていた制度的・世襲的な權威は力を失い、人格的な主從關係が人々の意識を規制する時代は去った。それと反対に、いままで自由のなかった一般農商の民も、富と力量さえあれば、社会的に進出しようる貨幣經濟の發展を背景とする機運に恵まれた。

戦国時代の大国も、前三世紀の終りに近づくと、秦に統一され、中国の歴史にとって最初の統一国家が出現した。初代の始皇帝は、広く複雑な地域を支配する政治的な必要から、きびしい中央集権的な専制政治をおこなった。彼は前の時代におこなわれていた周封建制度をやめて全領土を直轄地とし、これを郡、県に分け(郡県制)、中央から官吏を送って支配させた。中央には皇帝という称号をもつ最高の君主の下に行政・軍事・監察の三長官が分立し、また法家思想による刑罰組織もつくられた。支配者に特別の権威を与えるため、皇帝(秦王政の採用した皇帝という称号は伝説上の最古の君主である三皇五帝を兼ねあわせるといふ意味である)。とか朕とかのよび方を定め、玉製の印(玉璽)をつくって皇帝すなわち国家のしるしとした。統一帝国に必要な道路や水路も整え、度量衡や貨幣、それに文字や思想までも統一した。これとともに民間の兵器を取り上げて武力の中央集中をはかり、全国の富豪を首府の附近に集めて経済力の掌握を企て、あるいは彼の法律政治・専制政治に反対した儒家思想家(儒生)を穴埋にしたり(坑儒)、政治上に都合の悪い書物を焼き払ったりした(焚書)。

始皇帝の政治は当時の中国の実情を無視して、あまりにも急進的であったから、彼が死ぬと間もなく反乱がおこり、統一後わずか五年で秦は倒れ、劉邦(漢の高祖)が新しい政権の担当者となり、漢の王朝をたてた(B・C二〇二年)。高祖は秦時代の急進的な中央集権政策と法律万能の政治をやめて漸進主義

中国の経済的社會構成体の發展区分について

に切り替えた。そして秦代に一挙に廃止された周封建制度を部分的に復活して直轄地制度(郡県制)を併用(郡国制)したが、その後の皇帝はいろいろな方法で封建的領主を圧迫したので、前二世紀の終りの武帝(B・C一四〇〜B・C八七年)の時代になると、皇帝の権力に対立する者はほとんどなくなった。

秦の始皇帝に始まり、漢の武帝のときに確立した中国の専制的体制は、その後二千年余りも続き、中国の國家構造の基本形態となった。

紀元一世紀にはいると漢は外戚の王莽に倒され(八年)、王莽は新をたてたが、やがて王族のひとり劉秀(光武帝)によって復興された(二五年、後漢、首府は洛陽)。

『後漢書』によると、二世紀初め(一〇五年)の中国の人口は五三二〇万人余、戸数は九二三万戸余に達したといひ、この数字は八世紀の唐朝の最盛期と大差ない。

二世紀にはいると、漢は無能な皇帝が続き、それに乘じて宦官・外戚・官僚の政權争いがおこった。ひとたびは國家權力に屈服した地方の豪族も、中央の命令を軽んじ、自分たちの利益を第一とした行動をとりはじめた。私兵を置いて自家を守る者も出てきた。こうして二世紀の終りになると、彼らのうちの大きな者は、方々に地方政權をつくった。

それにひきかえ、一般農民の生活は悪い政治のために少しもよくならず、彼らのうちには土地を豪族にあずけて保護を受けるものや、所有地を奪われて奴隸・流民になるものも少なくな

かった。こうして二世紀の終りに農民の大暴動が河北・河南におこった(黄巾の賊)。暴動は七年ののち豪族の第一人者の曹操によって鎮圧された。曹操は華北をおさえ、その子曹丕のとき、ついに後漢を倒した。

三世紀の初めから六世紀の終りまで三七〇年近くも続いた中国の恐るべき分裂の時代は、政治的には混乱し、社会・経済は停滞を続けた、いわゆる乱世であり、この時代が魏晋南北朝時代である。しかし「華やかな暗黒時代」ともいわれるように、完璧な書芸術をつくりあげた王羲之や、画聖といわれた顧愷之、また田園詩人・陶淵明がこの時代に生まれたのである。この時代の中国社会は「貴族制社会」だと一般に規定されている。

三世紀の初め、後漢朝が倒れると、中国は華北の魏(三二〇〜二六五年)と江南の呉(二二二〜二八〇年)と四川の蜀(二二二〜二六三年)の三国に分かれ、それから五〇年ほどは三国の間に絶えず戦いがおこなわれ、戦場となった中央平原の農村は荒れ果てた。

三世紀の終りになって、魏を倒した晋によって中国は統一された。

四世紀の初めに中央政府の豪族圧迫政策に反対して、封建領主化した南方各地の王族の大反乱がおこり(八王の乱、三〇〇〜三〇六年)、国内の秩序は乱れた。華北では匈奴人が晋の王朝を倒した(三一六年)。その後一三〇年余の間、華北は移住外民族

や漢人のたてた地方政権的小国家の抗争と興亡の舞台となった(五胡十六国時代)。

五世紀の中ごろに近づくと、鮮卑人の拓跋氏のたてた魏(北魏)が華北を統一し(四三九年)、長いあいだ続いた華北の政治的分裂もひとまず幕を閉じた。

魏は征服国家であったから、強い力でもって在来の貴族にのぞんだ。この新しい華北の支配者は、農地を失った農民に土地を与え、荒れ果てた農村を復興し、国家の経済的基盤を強固にするため、五世紀の終りの孝文帝(四七二〜四九九年)のとき、公有地を一定の規則にしたがって農民に給与する制度を定めた(北魏の均田法)。これによると、北魏では土地を公民ばかりでなく奴隸や耕牛に対しても与えている。この制度は次の唐の均田法のひながたになった。

江南の状態をみると、四世紀の初め晋の統一政権が倒れ、華北が混乱におちいると、豪族たちは江南に逃れて江南土着の豪族とともに晋の王族をおしたてて晋王朝を復興させた(東晋、首府は建康、いまの南京)。

五世紀の初めになると、有力な貴族の劉裕が東晋を倒して宋をたてた(四二〇年)。これに少しおくれ、華北も魏によって統一されたので、これから中国は南北二王朝の対立時代にはいった(南北朝)。

六世紀の終りになると、三七〇年近くも続いた長い分裂時代が終って、中国はふたたび隋によって統一された(五八九年)。

ところが華北と江南とは長いあいだ分れ、政治や社会の状態も相当大きながいができていたばかりでなく、貴族の力も強かったから、これを一人の支配者の力で統一するためには強い専制的権力が必要であった。文帝(楊堅、五八一—六〇四年)と次の煬帝(六〇四—六一八年)は貴族をおさえ、国家の権力を強め、あるいは国防を強化するために、国家制度を大幅に改正し、また大運河を掘り、さらに敵対関係にあった北方の諸国家に対しても攻撃を加えた。

煬帝の強い専制政治は豪族たちの反感をかったばかりではなく、重税と大土木工事や戦争のための徴発は農民にも堪えがたい負担となった。国民は高句麗攻撃の失敗を機会に反乱をおこし、六一八年に隋を倒した。

隋に代って中国を統一し、唐の王朝をたてたのは李淵(唐の高祖)である(六一八年)。彼の子の太宗(李世民、六二六—六四九年)は卓越した人物で、彼の周囲にはよい官僚が集まった。彼はそれらの忠実な助力によって豪族をおさえ、皇帝権と中央集権制の強化に努め、隋の時代から始まった政治制度や支配組織の改革をなした。

唐の国家体制のあり方、支配組織の基礎となったのは、均田法といわれる土地改革である。これは、かつて北魏でおこなわれたやり方に大きな改革を加えたもので、国家が一定の規定にしたがって国民に土地を給与するしくみであった。土地を与えられた農民は、一律に地税(租)、一種の人頭税(調)をおさ

中国の経済的社會構成体の發展区分について

め、労役(庸)に服する義務があった。均田制は土地公有の原則の上に立っていたが、唐の規定によると、丁年の男子には口分田八〇畝、永業田二〇畝を与え、六〇歳に達すると口分田の半分を、死ぬと口分田の全部を返させた。永業田は取り上げない(この頃の一〇〇畝は日本の約五町六反に当った)。夫ある女子には原則として土地を給さない。また北魏の均田法のように奴隸や耕牛に農地を与えなかったのは、大土地所有者が生まれるのを防ごうとしたものである。土地を与えられた丁年の男子は、租として毎年粟二石、調として一定の絹または布を出し、庸として年二〇日の労役に服する義務があった。老人や女子もそれぞれ規定に従って税を納めた。これは基本税で、このほかにも多くの雑税が課せられた。

土地を支給された男子のうち、軍人に適した者は兵籍につけられた。彼らは租・調・庸の義務を免ぜられるかわりに、農閑期には教練をおこない、交代して各地の軍団にはいった(府兵制度)。またこれら一連の機能を円滑に取りおこなうために、土地台帳を兼ねた精密な戸籍がつくられた。国家はこうした組織を通じ、税役を負担する自衛農民と軍隊を確保し、同時に豪族の大土地所有を制限しようと懸命だったのである。このような支配組織を基礎として、完備した政府組織や法律ができた。これらの政府組織や国民支配組織を基礎づけるために、統一的な法典が編纂された。これは刑法典(律)・行政法規(令)・追加法令(格)・施行細則(式)の四目からなっており(律令

格式)、整ったものであった。太宗はまた儒教の五経典の欽定注解書をつくらせ(五経正義)、これを学校で教え、官吏登用試験の用書とし、これによって政治思想や倫理思想の統一をかけた。

専制君主制度では、皇帝の良否が國家權力の保持に直接關係する。第三代の高宗の死後は病弱凡庸な皇帝が続いたので、皇后(高宗の皇后の則天武后や、中宗の皇后の韋氏)に実権が移り、政治は亂れた。それとともに均田制を根幹とする整った支配組織はくずれはじめ、權力のある者(官僚・豪族・寺院など)に大土地所有の機会が与えられた。彼らは広い私有地(莊園)をもち、商業や高利貸などの仕事もして、大きな經濟力をたくわえた。こうして國家權力の基礎はゆるぎだした。

八世紀の初め、玄宗(七二一―七五六年)はこのようなときに即位し、國家權力の回復と國家經濟の再建を目ざして、いろいろと努力を続けた。またすでにくずれていた徵兵制度のかわりに募集兵制度を始め、これを基礎にして新しく國境地帯に設けた軍団(節度使)を強化し、外民族の侵入に備えた。しかし、このような努力も成果をあらわさず、皇帝はしだいに政治に目をそむけ、享樂にふけるようになり、安祿山の大反亂がおき(七五五年)、これを契機として中国の社會は大きくゆらぎだした。唐はこののち一四〇年余り続いたが、その間支配層の性格の変化がおこり、それは新しい政治形態を生み出す土台となつた。

七世紀の後期から均田制がくずれはじめて經濟力の豊かな者が土地を広げるようになり、そのうえ商品經濟や高利貸的行為が農村をかき亂し、自營農民の生活はひどく圧迫された。さらに七世紀の終りから八世紀の初めにかけての惡政によって、土地を失う農民の数もふえた。安祿山の反亂とその後の社會不安はこのような状態を決定的なものにした。新興の地主たちは、これらの農民を收容し、土地を貸し与えて小作人として使い、たくさんの小作料をとり、年ごとに有力となった。政府もこうした実情に應ずるため、徳宗(七七九―八〇五年)の時代から、屬人主義の税法を屬地主義に切り替え、土地の所有高に應じて戸単位に課税することにした。これを兩税法とよぶが、これは原則として夏税と秋税の二種類があるためである。この兩税法收取体系は、うけつがれて明朝まで続いた。

安祿山の反亂後、九世紀の終りに、「黃巢の亂」がおこり、この農民の一〇年に及ぶ大暴動ののち、唐は外民族出身の節度使朱全忠に倒され、一〇世紀後半、後周の將軍(宋の太祖)に支配された。宋の太祖と次の太宗は文治政治を着々と進め、科挙の制度もこのときつくられた。一二世紀の初め、滿州で獨立した女真人の金國に攻撃されて宋の徽宗は亡され(一二二七年、北宋の滅亡)、宋は南宋だけの支配者となったが、一三世紀、蒙古帝國に金も宋も滅された。

一四世紀の半ばを過ぎ中国はふたたび中国人の手にかえり、明が誕生(一三六八年)した。その後一五一―一六世紀には産業の發



展もめざましく、都市も繁栄した。中国を経済的に支配した財閥は、山西の金融業者、揚子江下流の穀物商人と塩商人、江南の貿易業者に起源をもつものが多く、国民政府時代の財閥、浙江財閥もその一つである。

一七世紀にはいり、満州族の清が明を滅ぼした。

一八世紀の半ばを過ぎると、人口の増加、外征、官吏の腐敗などのため農民の負担がふえ、本国を捨てて台湾や満州、南方諸国へ移住するもの（華僑）がふえた。こうして阿片戦争（一八四〇年）から辛亥革命（一九一一年）にいたり、清が倒れ、中華民國（一九一二年）が生まれた。

以上極めて不十分ではあるが、中国社会の歴史の流れを概観したが、このような中国社会をマルクスの社会発展の法則の視点からみるなら、どう規定できるのか。またこれにたいする諸説の意義はどうなのであろうか。

## 八 おわりに

はじめにのべたように、新中国の発足当初、「封建的、半封建的土地所有を農民的な土地所有制にあらためる」ことが目標とされていたが、このような封建的、半封建的土地所有は、その上に政治組織としてヒエラーキーをこそ構成しなかつたが、地主⇨佃戸関係を基盤とするものであった。すなわち唐の中ごろ以後均田制がくずれ、均田農民（百姓）が解体し、このなから一方で荘園を所有する豪族が生まれ、他方に土地を失

中国の経済的社会構成体の發展区分について

って佃戸となるものが多かったのであり、この関係は大体一〇世紀以後に形成されたとみられている。それは政治機構としての封建体制を構成しておらず、専制君主による官僚支配社会であるといわれているが、しかし、封建的、半封建的な土地所有の存在という点からみても、中国独自の性格はあるとしても、やはり中国共産党のいうように、封建社会と規定することもできよう。がしかし、中国独自の特性をあわせ考え、その点を重視するとき異論が生ずることはすでにみた通りである。

では、こうした意味で一〇世紀以降の中国社会をもし封建社会とみた場合、それ以前の社会の性格はどう理解すべきであろうか。西嶋定生氏は『現代中国辞典』（新評論社、一九五二年）所収の古代史（後期）で次のようにのべている。

「十世紀即ち唐末から五代にかけての時代は、累世の名族であった貴族がときを同じくして没落する時代であり、この貴族に代って官人が登場してくる時代である。この貴族は六朝・隋・唐のいわゆる貴族政治の担当者であるが、その系譜は古く漢代の豪族に溯り、さらにその発生は春秋・戦国の動乱期に求められるのである。すれば紀元前六、五世紀頃からのち十世紀頃に至る時代の性格は一応この豪族⇨貴族に指標を置いて考えることが出来よう。この豪族⇨貴族はそれが相互に種々の関係を構成することによって、政治的・経済的支配の国家機構を実現し、この時代の支配権を把握することによって、国家組成の基盤となり、そしてこの意味から彼等はこの時代の社会構成のメ

ルクマールとしてその態様のうちに当該時代の基本的矛盾を發現せしめつつ消長する。この豪族 $\parallel$ 貴族が歴史的に奴隷所有者の性格であるか、それとも封建的土地所有者の性格であるかという事を問題とすることによって、この時代の段階的地位が考察されうるならば、それが十世紀以後の地主 $\parallel$ 佃戸關係の上に構成される中世社会と同一のものかあるいはそれに先行する古代社会であるかが確認され、それとともに中国社会の停滞性の反措定も自ずと果されると考えられよう。このような意味からして中国史における古代史の設定、殊にその統一国家時代における古代社会の究明は、まずこの豪族 $\parallel$ 貴族に視角をおいて考えられるべきであろう」(『現代中国辞典』五六八—九ページ)。

では豪族はどのようにして發生したのであろうか。春秋戦国時代に中国の国家社会はさらに変化をとげた。その理由は春秋戦国時代における生産力の發展、すなわち鉄製農具および牛耕の出現である、という。

「華北における自然条件として賦与された特異な毛細管組織を有する黄土土壌と年降雨量の絶対的寡少性という制約は、モンソンの影響による雨量の季節的偏向性と相俟って、黄土地帯における農業を可能ならしめるために、降雨期直後において急速に表土を耕起することによって毛細管組織の上層部を破碎し、地下含有水分を保存することを必要ならしめる。このような特殊な農耕法としての中国旱地農業は鉄器・牛耕の採用によって始めて可能となった。その結果従前の山麓・河浜における

低水地帯の農業は急激に黄土平原上に拡張する。この農耕地の拡張は従前の共同体を弛緩せしめ、それから析出された家父長を中心とする経営に移行する。同時に鉄器・耕牛という生産手段所有の不均等は、各経営の生産力をも不均等ならしめる。このことはすぐれた生産手段を所有する家父長の支配力を強化し、劣位なるものを奴隷的に従属せしめることとなる。このような社会組織の変化、およびそれに対応する政治の動き、その表現としての動乱が春秋・戦国時代という過渡期の本質であった」(同上五六九ページ)。

西嶋氏は結局、ここでは奴隷制は古典的形態では發現されないが、しかし基本的には豪族とは奴隷制の一形態としての家内奴隷制を基盤としてその上に構成された古代家族であるとし、この時代は奴隷所有者の社会構成体として把握することができる、という見解である。既掲の『中国の歴史』の第一巻、

「原始から春秋戦国」で、第一巻の執筆者貝塚茂樹、伊藤道治の両氏は、「しばしば、古代は奴隷制の時代だとか、中世は農奴制( $\parallel$ 封建制)の時代だとかいわれる。それは、それぞれの時代の経済をささえる農業生産が、主として奴隷によって行われたり、農奴によって行われるというちがいを示している。中国史を考えるばあい、一般に、殷代は奴隷制の時代であり、政治権力は奴隷所有者に握られていたと考えられ、その最大の奴隷所有者が殷王だとされる。しかし本論で指摘するように、殷代農民を奴隷として理解するには、なお資料が不十分で、それ

は相当な可能性をもった推定の域を出ない。また、奴隸制はいつ終わり、いつから農奴制に移ったかということになると、西周からという説、春秋時代説、戦国時代説、あるいは秦漢時代説などあって、目下学界での論争の課題となっている。」(『中国の歴史』第一卷三三四ページ)とのべている。

現在の中国の公的見解は、革命前の中国に奴隸制社会および封建社会の存在をみとめてはいる。しかし、このことから、中国共産党の見解は、ある一国が、直線的に、五つの発展段階を経る、という機械的見解である、としてしまうことはできないであろう。

ある特定の一国、たとえば、日本や中国やアフリカの国々が、どのような「経済的社会構成体の前進的諸時代」を経過してきたかについての科学的認識の確立については、それを私たちは今後の成果に期待できるであろう。